

# 自由民主党要望項目一覧

平成30年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>1 大規模自然災害からの復旧に向けた財政措置について</b></p> <p>本県では、平成30年7月豪雨、台風21号、台風24号により、県内の公共土木施設、農地・農業用施設、農作物、林道等に大きな被害が発生した。</p> <p>県では速やかな復旧・復興に努めているところであるが、県民の利便性と安全・安心の確保、更には来春の営農開始に向けた影響が出ないよう、今後の補正予算でも必要な対応をしっかりと進めるとともに、全国的に大規模自然災害が頻発している中、国に対しては災害復旧事業等に係る予算の確保と災害査定の迅速かつ円滑な実施等を強く求めること。</p>	<p>7月豪雨に加え、台風24号における県内の農林水産業被害は非常に甚大であったことから、財政支援等についての格別な配慮に加え、迅速な災害査定の実施や早期の工事着工に向けた手続きの簡素化等について農林水産大臣へ要望するなど、政府へ精力的に働きかけた。</p> <p>引き続き、査定前着工など国の制度を最大限活用しながら、営農等に支障が出ないよう早期の復旧に努めていく。</p> <p>【11月補正】しっかり守る農林基盤交付金（災害枠） 77,000千円          団体営林道施設災害復旧事業 159,651千円          耕地災害復旧事業 959,045千円</p> <p>また、平成30年7月豪雨及び台風24号に係る県内の公共土木施設被害については、7月補正（知事専決）及び9月補正により対応するとともに、国に対しても、災害復旧事業等に係る予算の確保と災害査定の迅速かつ円滑な実施などの要望を行った。</p> <p>これまでのところ、7月豪雨に係る災害査定については、9月3日の週から10月29日の週までに、査定の円滑な実施を認めていただいた（書面による査定上限額が通常300万円未満/箇所から2,000万円以下/箇所に引上げ）上でほぼ終了し、査定が完了した箇所については、順次、工事発注を進めている。</p> <p>台風24号に係る災害査定については11月26日の週、12月10日の週で日程を調整中であり、査定の円滑な実施についても認めていただいている（書面による査定上限額が通常300万円未満/箇所から1,500万円以下/箇所に引上げ）。査定終了後、速やかに復旧工事を実施する予定である。</p> <p>【11月補正】単県斜面崩壊復旧事業 40,000千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>2 消費税率引き上げへの対応について</b></p> <p>安倍総理は先ごろ、消費税率を予定どおり来年10月1日に引き上げる予定であることを表明した。平成26年4月の引き上げ時には消費の低迷が長引いたことを踏まえ、政府では引き上げに備えた景気対策の検討を本格化させており、中小小売業に対するポイント還元などの手法による支援、商店街活性化のための対策などを講じているとともに、家計消費の4分の1を占める飲食料品について税率を据え置く軽減税率が導入されることになる。</p> <p>今後、これらに係る国の動きを注視しつつ、必要に応じて、消費者や中小小売業者の混乱ができる限り回避されるような対策を国に要望すること。</p> <p>併せて、県においても国の方針が固まり次第、適切な時期に関係機関と連携した「消費税増税対策本部（仮称）」を設置し、増税による悪影響や混乱の緩和、低所得者対策、県内経済の持続的成長等、多面的な視点で対策を講じること。</p>	<p>県内経済や県民生活に支障を来さぬよう、今後国の検討状況をにらみつつ、県庁内の対策組織を設置することとし、庁内一丸となって県内関係機関等と連携しながら、景気対策、消費者対策、県内事業者の相談対応や県民への広報など必要な対策を予算措置を含め講じていきたい。</p> <p>軽減税率導入による事業者や消費者の混乱を抑止するため、相談窓口設置やセミナー、巡回指導など必要な対策を講じるよう国に対し要望していく。</p>
<p><b>3 地方税の充実・強化について</b></p> <p>現在、平成31年度税制改正に向けて、経済産業省や自動車業界から車体課税の抜本的見直しの要望が出ているところである。</p> <p>本県のような地方においては、自動車税は基幹税目として貴重な財源となっており、税負担の軽減が財政運営に深刻な影響を与えることが危惧される。</p> <p>については、国に対して、地方財政に影響を与えることがないよう、減税を行う場合でも代替財源を確保するなど、慎重な検討を行うよう求めること。</p> <p>また、来年10月の消費税率引き上げについて、引き上げ分の使途を変更し、2%の引き上げによる税収のうちの半分を幼児教育無償化などの「人づくり革命」に充てることとなったが、このことが地方財政や社会保障の財源に影響を与えることが無いよう、国の責任において地方税財源を確実に確保するよう、要望すること。</p>	<p>本県のような地方部の団体においては、自動車関係税は基幹税目であり、車体課税の見直しにより県税収入への深刻な影響が見込まれる。加えて、自動車税には道路損傷負担金の側面があり、道路関係経費はユーザーが賄うことが前提であるが、本県では自動車関係税収を道路関係経費が大幅に超過している状況にあることから、見直し議論は慎重に行われるべきものと認識している。</p> <p>また、消費税率引上げによる財源の使途が変更され、幼児教育無償化等が行われることにより、自治体財政への影響が懸念されること。</p> <p>国に対しては、これまでも車体課税の減税については慎重な検討を行うとともに減収に対して必要な財政措置を講じること、また消費税率引上げによる財源の使途変更により地方財政や社会保障財源に影響を与えることのないよう国の責任において地方税財源を確保することについて、7月には地方六団体で、10月にも県単独で要望を行ってきたところであるが、改めて全国知事会等とも連携しながら強力で働きかけを行っていく。</p>
<p><b>4 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の招致等について</b></p> <p>先の9月定例県議会で「第88回国民体育大会及び第33回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」が全会一致で可決された。</p> <p>今後、2033年開催に向けた招致が本格的に進められることになるが、人口減少が進み、県・市町村ともに厳しい財政状況にある中、効率的な運営体制の構築や県民の機運醸成など様々な課題がある。</p> <p>なかでも、本県と同時期に2029年招致を正式表明した島根県との協力開催の具体化は急務であり、今後、同県及び関係団体との協議を精力的に行うとともに、その内容・結果を随時、県議会に報告すること。</p>	<p>決議を受け、11月13日には、日本スポーツ協会及び文部科学省に開催招致を要望した。</p> <p>協力開催の方法については、溝口島根県知事と11月12日に協議を行い、両県の協議組織を設置して検討を進めることとしたところであり、議会に対しても適時適切に報告を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>5 米子香港便の増便を契機とした誘客対策の強化等について</b></p> <p>香港航空が運航する米子香港便が今年12月4日から週3便に増便して運航されることとなった。2016年9月の路線就航以来、約2年に渡る官民挙げた利用促進の取組成果であると高く評価するものである。</p> <p>昨年度、香港からの宿泊観光客は延べ27,530人と韓国に次ぐ規模となっている中、更なる観光誘客を期待するものであるが、今後搭乗率が落ち込むようなことがあれば、すぐさま減便・運休の対象となりうることは明らかである。</p> <p>については、増便による利便性向上を最大限に活かし、旅行商品の更なる造成や現地で切れ目のないプロモーション活動を行うなど、県内への経済効果がこれまで以上に高まるような施策を積極的に展開すること。</p> <p>また、増便によって交流人口・関係人口の拡大が期待される。来訪者への更なるおもてなしの向上等に努めることで本県のファンを増やし、観光誘客や県産品の消費拡大だけではなく、今後の相互交流が加速するような取り組みを強化すること。</p>	<p>就航以来、切れ目なくPRし知名度を向上させるとともに、航空会社と連携した利用促進等により搭乗率を高め、その成果として増便した。</p> <p>今後も高い搭乗率を維持できるよう、現地でのプロモーションや旅行商品造成を継続して実施していく。香港以外にも周辺の深セン・広州・マカオ等や香港乗継で米子便の利用が可能なタイ等の地域からも誘客を促進し、客層を厚くし路線の安定化を図る予定である。</p> <p>アウトバウンドに関しては、火曜日に便ができることにより日本人に人気のある土曜日発火曜日着の旅行がしやすくなるため、旅行会社と連携して旅行商品を積極的にPRしていく。特にマカオは香港と橋で繋がっており、香港と広州は新幹線で繋がる等、香港を窓口として周辺地域に行き易くなった。香港・マカオ政府観光局や旅行会社等と連携し山陰両県で観光説明会を開催するなど利用促進を図る予定である。</p> <p>観光による誘客は、経済効果のみならず地域の活性化、地元の良さの再認識やブランド化、まちづくりなど幅広い成果につながる「地方創生の礎」であるため、交流人口・関係人口拡大を契機に、地域の特色、魅力を生かした相互交流が一層進むよう関係機関と連携して取り組んでいく。</p> <p>なお、来年度、国で開発した生体認証システムを宿泊事業者等に整備し、スムーズな本人認証やキャッシュレス等を試行するための議案を11月県議会へ提出する。</p> <p>【11月補正】</p> <p>国際航空便利用促進事業 8,614千円  東アジア市場誘客事業（香港関連） 5,000千円  〔債務負担行為〕AI・IOTを活用した新市場創出促進事業（生産性革命） 10,716千円</p>
<p><b>6 医療的ケアが必要な障がい児者の受入施設整備に対する財政支援について</b></p> <p>公益社団法人鳥取県看護協会では、平成32年春の開設を目指して「医療的ケアが必要な障がい児者の受け入れ施設」の整備を予定している。</p> <p>これは、障がいを持つ児童の保護者や地域の関係機関から寄せられている医療的ケア児等に対応できる事業所設置の強い要望に応えるものであり、県が目指す共生社会の実現に大きく寄与するものであるとともに、県東部圏域の障がい者医療・福祉における地域連携の拠点施設となることが期待できる。</p> <p>しかしながら、建設費が多額（約1億6千万円）になると見込まれており、現在、日本財団にその8割の支援を求めているところであるが、支援が実現した場合でも、残額全てを協会が負担することは同会の財政規模を考えると非常に困難である。</p> <p>については、事業の公益性と必要性に鑑み、鳥取市とも協議の上、県と市による応分の財政支援を検討すること。</p>	<p>本プロジェクトは、医療的ケア児等と家族の地域生活支援の拠点整備を行うものであるが、県看護協会においては、障害福祉サービス事業のほか訪問看護や看護師の人材育成など、東部圏域における在宅支援環境整備に資する事業を計画いただいている。</p> <p>計画の内容をよく精査し、どのような支援が可能か、関係者ともよく協議してみたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>7 外国人労働者受け入れ拡大への対応について</b></p> <p>10月24日に招集された第197臨時国会では、外国人労働者の受け入れ拡大のために新たな在留資格を創設する出入国管理法改正案の審議が最大の争点になるとされている。</p> <p>この法案は、人口減少や少子高齢化等によって深刻化している人手不足を解消しようとするものであり、現時点で介護、農業、建設業など14業種で新しい在留資格を検討しているとのことである。</p> <p>外国人技能実習制度が「安価な働き手の確保」の手段として利用される不正行為等が相次いで発覚する中、慎重な議論を求める声もあるものの、法案成立を見据え、必要に応じて県内企業・事業者への情報提供や支援のあり方を検討するなど、外国人労働者の受入環境整備に向けた取り組みを始めること。</p>	<p>外国人労働者の受入れについて現在、県では外国人材の活用に係るセミナーや、外国人雇用サポートデスク（県行政書士会委託）を通じ、県内企業への情報提供や雇用に係る相談対応を行っている。今後、国会で議論されている新しい在留資格（特定技能）制度や国が打ち出す外国人労働者等への支援策を踏まえつつ、更に必要となる対策を平成31年度当初予算で検討していく。</p> <p>なお、適切な技能実習の実施や新たな就労制度の周知徹底、外国人労働者定着に必要な受入環境整備、相談窓口の設置、日本語学習の環境整備等について、今年7月に国へ要望したところであり、法案を踏まえ引き続き要望していく。</p>
<p><b>8 日米物品貿易協定（TAG）交渉の動向について</b></p> <p>安倍総理とトランプ米大統領は、先の日米首脳会談で年明けにも物品貿易協定（TAG）交渉を開始することで合意した。</p> <p>日本政府は、TAGが関税に限られるとして自由貿易協定（FTA）ではないとの立場を取るとともに、農業分野をめぐる「環太平洋連携協定（TPP）を超える譲歩はない」としているが、米国農務長官はそれ以上の市場開放を目指す考えを示すなど、今後、米国からの圧力が強まることも想定できる。</p> <p>日本の農林水産物については、単に競争力強化の議論に陥るのではなく、食料の安全保障や日本の農業の多面的機能を維持する観点も踏まえ、我が国の農林水産業者に大きな悪影響を与えないよう、交渉の推移を注視しつつ、必要に応じて国に対策を求めること。</p>	<p>来年1月の開始が見込まれている日米物品貿易協定（TAG）交渉では、トランプ政権による保護主義の強化に十分警戒する必要があることから、11月8日には、県庁内で国際経済変動対策会議を開催し、関係者による情報共有と対策について協議したところである。</p> <p>改めて、国に対して、国内農林水産業への影響の検証や交渉経過等の情報提供と丁寧な説明、さらには、国内農林水産業を守るための対策に万全を期すことについて、県内農業団体等とともに緊急要請を行う。</p>